

特定非営利活動法人なんみんフォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人なんみんフォーラムと称する。英文では、Forum for Refugees Japanと表示する。略称をFRJとする。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都中野区大和町一丁目53番11号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、難民条約の精神にのっとり、日本における難民および庇護希望者の人権を尊重し、彼（女）等に対して受け入れから定住または自発的帰還までを一貫した視点でとらえ、官民の連携により支援施策を構築し、実施することを通じて、日本及び世界における難民保護の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的達成のため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表の「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」、「国際協力の活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」、「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 個々の庇護希望者及び難民への支援を行う NGO に対する情報提供等による支援事業
- (2) 個々の庇護希望者及び難民及び関係者への情報提供、法的および生活上の相談提供等による支援事業
- (3) 個々の庇護希望者及び難民の就労支援等による自立支援事業
- (4) 庇護希望者及び難民支援に関する関係機関との情報交換、協議、難民保護に対する調査研究等を通じた協働事業
- (5) 難民問題に関するホームページ、機関紙の発行、講演会、報告会、イベント等による普及・啓発事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人には、次に掲げる2種の会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した団体及び個人

(正会員の入会及び会費)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 理事会は、会員として入会しようという申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事会は、会員としての入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員の退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出品は、返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上12人以内。
 - (2) 監事 1人以上2人以内。
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人ないしは2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は理事会が候補者を提示し、総会にて選任する。

- 2 理事は、理事会を構成する。
- 3 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちにはそれぞれの配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は総会によって解任する。
- 6 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 7 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第15条 代表理事はこの法人を代表してその業務を統括する。

- 2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款を定め、総会および理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事会の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を償還することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会、理事会、委員会の3種とする。

2 総会は通常総会および臨時総会とする。

3 この法人は、必要に応じてワーキング・グループ、プロジェクトチームなどの専門部会を設置することができる。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 役員の選任
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散
- (6) 事業報告及び収支決算
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、FAXまたは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面、FAXまたは電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催できない。

(総会の議決)

- 第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会において、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、その限りでない。
 - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(総会の表決権等)

- 第28条 正会員の表決権は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、FAXまたは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印、又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

- 第30条 理事会は理事をもって構成する。
- 2 監事は理事会に出席し意見を述べる事ができる。

(理事会の権能)

- 第31条 理事会はこの定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 専門部会の設置・運営に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の要請があったとき

(理事会の招集)

- 第33条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2号の規定による要請があったときは、その日から20日以内に招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、FAXまたは電磁的方法でもって、少なくとも5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(理事会の議長)

第34条 出席した理事の中で互選された者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものの他、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会において、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、FAXまたは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 議長は、理事会の議事の経過および次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

(委員会の設置及び運営)

第39条 理事会の下に各委員会を設置する。

- 2 委員会の設置及び運営については、別途定める規程に従う。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画および収支予算は、代表理事が作成し、毎事業年度ごとに理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、事業年度開始までに予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、貸借対照表、収支計算書および財産目録は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の総会の議決を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は総会において出席した正会員の3分の2の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし可否同数のときは議長の決するところとする。

(解散)

第49条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選定)

第50条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による清算を除く。

(残余財産の帰属先)

第51条 この法人が解散の際有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人、社会福祉法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第52条 この法人は総会において正会員総数の4分の3以上の承諾を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第7章 雑則

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(事務局)

第54条 この法人は事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(細則)

第55条 この定款の実施に関しては必要な規則は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第42条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第43条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の正会員の会費は、第8条の規定にかかわらず下記のとおりとする。
年会費
正会員（個人・団体） 20,000円
賛助会員 個人 1口 10,000円（1口以上）
 団体 1口 100,000円（1口以上）

別表 設立当初の役員

役 職	氏 名
代 表 理 事	森 川 博 己
副 代 表 理 事	大 森 邦 子
運 営 委 員	櫻 井 ひろ子
運 営 委 員	佐々木 佐智恵
運 営 委 員	高 橋 敬 子
運 営 委 員	筒 井 志 保
運 営 委 員	土 井 香 苗
運 営 委 員	野 上 幸 恵
運 営 委 員	樋 口 弘 樹
運 営 委 員	柳 下 み 咲
監 事	岩 井 敏
監 事	貫 名 保 宇